

平成 25 年度

第 166 回宮城県都市計画審議会  
参考資料(別冊)2

議案第 2293 号 仙塩広域都市計画事業名取市  
閑上地区被災市街地復興土地  
区画整理事業の事業計画に対  
する意見書について

平成 25 年 10 月

宮城県都市計画審議会



# 目 次

	頁
1 意見書の要旨 .....	1
2 意見の内容による分類 .....	7
3 意見書に対する確認事項 .....	8



# 意見書の要旨

## 1. 事業計画の縦覧期間

平成25年8月26日から9月8日まで(2週間)

## 2. 意見書の提出件数

16件

※うち1件には455名分の署名簿あり。

※署名簿中で「個人的な意見」を記載している部分については、独立した1通の意見書として受け付けた。

提出者数 451名

※提出者470名のうち、次の重複分を除くと、提出者の実人数は451名であった。

- ・単独の意見書を提出し、署名簿にも署名している方 6名
- ・署名簿に2回署名している方 13名

### <参考> 事業区域ごとの提出者数

・ 土地区画整理事業区域内	60名
・ 防災集団移転促進区域内	314名
・ 不明	77名

※名取市から提供を受けた事業対象者の情報により、事務局において概数を推計したものであり、あくまで参考値です。

意見書 No.	提出者	意見の要旨	分類
No.1	名取市 小塚原の 住民	1-1 小塚原, 高柳, 牛野の将来の住所にも「閑上」と付けてもらいたい。 (理由) ・昔の人達が文化を守って「閑上」という素晴らしいまちを作った。皆が大切に思っている。	④その他
		1-2 塩釜空港線から閑上大橋までの嵩上げをしてほしい。 (理由) ・閑上の住民のことを考えていない。	①嵩上げ
		1-3 外部から小塚原に新しく住居を求める人たちに提供するために, 小塚原の売りたい人の土地を買い上げてほしい。 (理由) ・耕地整理をしてもらうことになっているが, 田んぼを作っても良い米はできない。お金がなくて土地を売りたい人がたくさんいる。埋めれば宅地になるので, 閑上の人達にまとまって住んでもらってもよい。市役所から義援金の通知があったが, 小塚原の人達のことはそっちのけになっている。	④その他
		1-4 大きな工場や仕事を持ってきてほしい。 (理由) ・生活を支えるため。	④その他
No.2	名取市 名取が丘 の住民	2 H23.7.3 説明会の資料の4か所の案の中に, 東部道路西側への防災集団移転のイメージ案があった。要望, 請願, 陳情を本当に検討し, 住み分けを考えてもらいたい。 (理由) ・2度目の個人面談アンケート調査の結果からも, 東部道路より西側を望む住民が多いことは歴然としている。数百名の犠牲者が出て, 住民やましてや子供達はあの地獄, 阿鼻叫喚を目視した。行政や議員にもこの悲惨さがわかるはず。	⑤内陸移転
No.3	名取市 美田園の 住民 (旧住所: 名取市 閑上)	3-1 現計画では大雨等の洪水に対処できないと思われるので, 嵩上げの区域を県道塩釜亘理線の西側にし, そこに街並みを形成すべきである。 (理由) ・県道の東側と西側では3mの高低差が生じる。市は当初, 津波だけでなく大雨の被害にも対応する計画と言っていた。	③降雨時の 排水計画
		3-2 仙台東部道路の西側に住宅用地をもっと確保してほしい。 (理由) ・集合住宅50世帯, 戸建て住宅50世帯の合計100世帯の計画に対して, 今年4月の個別面談では, 仙台東部道路の西側に土地を求めたいという希望者が245世帯いた。	⑤内陸移転
		3-3 区画整理区域内において被災した家屋を修復して生活している方がいるが, 嵩上げ等の工事のために家屋の解体を求める場合に, 特に年金暮らしの家庭には, 再建できるだけの十分な補償をしてほしい。 (理由) ・当初は曳家工法で移動するという説明だったが, 個別面談では解体と曳家で経費の少ない方で処理するとのことだった。	④その他
No.4	名取市 植松の 住民	4 もっと住民の声を聞いてほしい。一日も早く閑上に帰りたい。 (理由) ・住民の声がまったく反映されていない。現状などお構いなく机上の設計だけに見える。	⑤内陸移転

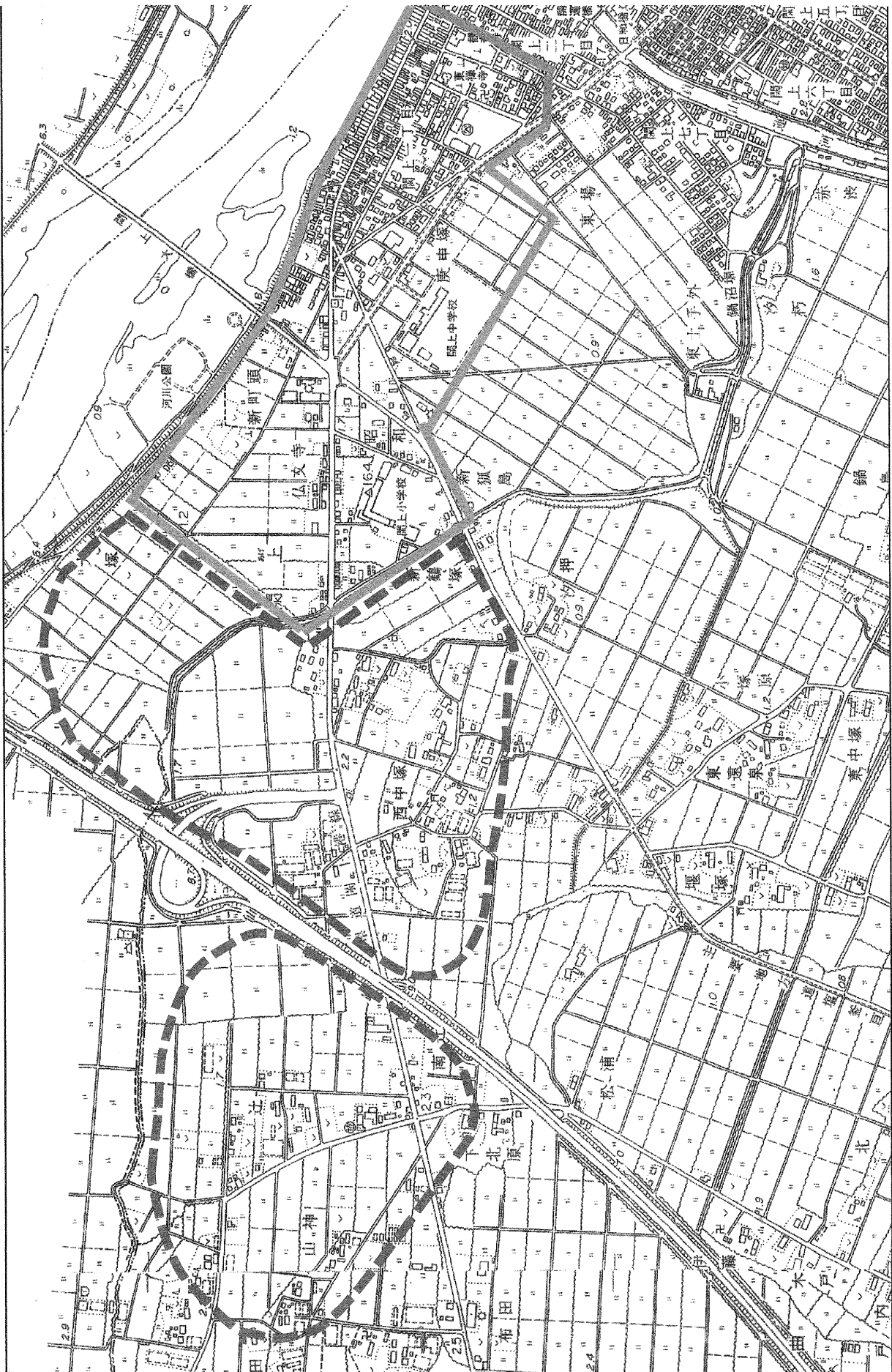
意見書 No.	提出者	意見の要旨	分類
No.5	名取市 閑上の 住民	<p>5 県は、この計画を受理せず、名取市が被災住民の意向に寄り添いながら、まっとうな復興計画へと軌道修正するよう指導してほしい。</p> <p>(理由) ・名取市の復興計画の方針「現地再建」は住民の声を全く無視して決められた。これまでの説明会は、理不尽な計画の進行を既成事実化するための単なる「手続き」の他ならない。住民の声に市長は聴く耳を持たず、計画の微調整という姑息なやり方を示すだけ。</p> <p>・災害公営住宅に住むことを考えている方の多くは年金暮らしの高齢者であり、小学生などの子供を持つ若い世代は既に市内外に新居を取得しているケースが多い。2,400人が住むと言っても高齢者ばかりで子供の住まない町はやがて無人化するに違いない。歴史ある閑上の街を存続させ、コミュニティを壊さないためと言っている市長こそが、街もコミュニティも壊してしまう悪い流れを作っている。</p> <p>・かけがえのない母を死に至らしめた大津波が浸水した区域に安住できるほど無神経ではない。</p>	⑤内陸移転
No.6	名取市 箱塚の 住民	<p>6-1 今後の生活の場を西に求め、安心安全である安住の地を強く求める。3丁目～7丁目を災害危険区域に指定した時点で、防災集団移転促進事業とし、移転先を考慮すべき事。</p> <p>(理由) ・誰もが二度とあの凄まじい体験はゴメンである。東部自動車道が防御堤となり、減災の立役者であることを立証した。</p> <p>・今春5月の個別面談では、現地再建を望む住民は25%に止まり、事業区域より内陸部を望む住民は、移住済みの方を含め、60%に達している。こうした状況にもかかわらず、なぜ内陸への移転先を増やそうとしないのか疑問である。これからでも住民の声を聴いてほしい。</p> <p>・人口フレーム(2,400人)の根拠に問題がある。</p> <p>・学校移設にも住民の合意が必要である。</p>	⑤内陸移転
		<p>6-2 区画整理区域の嵩上げは不要である。</p> <p>(理由) ・第1, 第2の防御堤は十分な安全性を重視して建設されるものと確信している。</p>	①嵩上げ
No.7	仙台市 青葉区の 住民 (旧住所: 名取市 閑上)	<p>7 市は現地再建案に拘泥せず、自然の力を侮ることなく最悪の状況を想定し、住民の尊い命・財産を守るために、多くの住民が希望している内陸側居住地の計画等の再考を強く希望する。</p> <p>(理由) ・市案に沿って二重の防波堤を築き、5メートルの嵩上をしたとしても、今回同様の津波が押し寄せた場合は、住宅地でも1メートルくらいの浸水はあり、その為に公営の高層住宅の1階を除く2回以上を住居に充てることだが、そのような状況のもと、震災が夜間に発生したり、地震後短時間で津波が到来したら、必ずや大きな被害が繰り返される。</p> <p>・市は、住民意向踏査の結果を無視し、説明会の場でも自説の主張を繰り返して住民の声に聞く耳を持ってこなかった。</p>	⑤内陸移転

意見書 No.	提出者	意見の要旨	分類
No.8	名取市 閑上の 住民	<p>8 二度とあの恐怖を経験したくないと思い、少しでも西側に住みたいと考える住民の選択、安心安全な町を築いていくべきと思う。</p> <p>(理由) ・名取市の復興計画案には住民の意向が殆ど反映されず、幾度もの説明会、紛糾が続いて、この先の方向性が見えない状況である。町の復興を考える時、最も大切なのは「住民の命を守ること」である。</p>	⑤内陸移転
No.9	名取市 閑上の 住民	<p>9 東部道路の西側を希望する。</p> <p>(理由) ・東部道路西側に申し込んだがだめだった。建設がいつになるかわからないので、このまま仮設住宅で暮らしてもいいと思っている。</p>	⑤内陸移転
No.10	仙台市 青葉区の 住民 (旧住所: 名取市 閑上)	<p>10 西側居住希望の住民を、東端の公営住宅に入居させようとする事なく、住民が希望する場所に居住できるに足る住宅及び種々の環境を準備すべき。名取市は「まず認可を」ではなく、明白な結果が出ている「多数の住民の意向」に沿って、安心して生活できる現実的な復興土地区画を早急に確保するために邁進すべき。しっかりと安全な住環境を造って戴きたい。</p> <p>(理由) ・日本国憲法は、皆が平等に居住地を選ぶ権利を有する旨定めており、津波の恐怖から逃れるために西側に住みたいと願う住民の権利は、現地再建案に賛同する住民の権利と同等に認められるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅入居希望者は、単身か夫婦二人の高齢者世帯等、自力再建が不可能なため公営住宅入居を待っている者が少なくなく、その人達に、区画整理予定地東端に避難所兼用の高層住宅を建築・入居させる計画を示して恐怖感を募らせるのは、余りにも酷い。</li> <li>・市は、住民の要望や意見、個別面談やアンケート結果に真摯に向く合おうとせずに、2年半の月日を費やしてきた。最初から住民意向を少しでも汲もうという基本姿勢で取り組んでいたら、こんなに紛糾せず遅れることもなかった。</li> </ul>	⑤内陸移転
No.11	名取市 植松の 住民	<p>11 3～5mもの嵩上をするよりも、交通網を整備して素早く避難できる体制をとるべきと思う。二次防御ラインの内側は、沈下分の1m位の嵩上にし、一日も早い復旧を願う。</p> <p>(理由) ・度重なる計画変更により、住民の地元に対する愛着の気持ちがさんざんになり、既に半数近い人たちが閑上を見捨てている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波が二次防御ラインを超えたら、嵩上の意味があまり発揮されないと思う。</li> </ul>	①嵩上げ
No.12	名取市 閑上の 住民	<p>12 どうか早く東部道路西に災害公営住宅を建ててほしい。</p> <p>(理由) ・閑上七丁目に暮らしていたが、家は全壊した。閑上の町は危険な町になった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害からもう2年半になる。工事が目に見えず、住民には遅れている、との思いがある。</li> </ul>	②事業の早期完成



意見書 No.	提出者	意見の要旨	分類
No.13	名取市杜 せきのした の住民	<p><b>13</b> どうか西側(高柳, 大曲)に住めるようにお願いしたい。</p> <p>(理由) ・次の大事な世代にも, 悲しい思いはさせたくない。</p> <p>・生まれ育った閑上はとてもいい町だったが, 震災時の, あのような思いは忘れることができない。</p> <p>・今回の津波で, 東部道路が防波堤の役割をしてくれたと思う。</p>	⑤内陸移転
No.14	仙台市 太白区の 住民	<p><b>14</b> 逃げなくてもいい, 安全で安心な暮らしができる, 東部道路から西側に, 住みたい人数分を是非用意してほしい。</p> <p>(理由) ・町の分散を避けるためと唱えているが, 住民は諦めて, 他の土地に地っ て行っている。</p> <p>・20年, 30年後の閑上の町を考えているようだが, やつとの思いで助かった, 今生きている人間が大切なのではないか。</p>	⑤内陸移転
No.15	仙台市 青葉区の 住民ほか 454名	<p><b>15</b> 移転先として区画整理事業区域のみならず, 閑上岡区(別図)を加えた計画, 事業化を要望する。</p> <p>(理由) ・市実施の個別面談調査結果と市計画案によると, 災害公営住宅入居希望者で閑上岡区に居住意向があるのが191戸であるのに対し, 整備計画は100戸のみ。一般個人住宅希望者で区画整理事業地の西に居住意向があるのが285戸であるのに対し, 整備計画は皆無となり, これでは, 被災住民の意向を汲んだまちづくり, 住民の生活再建支援にならない。</p> <p>・このほか, 区画整理区域内居住者にも, 希望者がいる。</p>	⑤内陸移転
No.16	名取市 閑上の 住民	<p><b>16</b> 津波が怖ろしいので, 絶対に行きたくない。</p> <p>(理由) ・津波を体験し, とてもおそろしかった。年寄りが閑上の町に一人で住むのかと思うと恐ろしい。</p>	⑤内陸移転

岡区地区(別紙)



凡例 ———— : 防災集団移転先

## 意見の内容による分類

内 容	件 数	意見書 No.
<b>①嵩上げに関する意見</b> 1-2 塩釜空港線から閑上大橋までの嵩上げをしてほしい。 6-2 区画整理区域の嵩上げは不要である。 11 3～5mもの嵩上をするよりも、交通網を整備して素早く避難できる体制をとるべきと思う。二次防御ラインの内側は、沈下分の1m位の嵩上にし、一日も早い復旧を願う。	3通 (3人)	No.1 No.6 No.11
<b>②事業の早期完成を求める意見</b> 12 どうか早く東部道路西に災害公営住宅を建ててほしい。	1通 (1人)	No.12
<b>③降雨時の排水計画に関する意見</b> 3-1 現計画では大雨等の洪水に対処できないと思われるので、嵩上げの区域を県道塩釜亘理線の西側にし、そこに街並みを形成すべきである。	1通 (1人)	No.3
<b>④その他の意見</b> 1-1 小塚原、高柳、牛野の将来の住所にも「閑上」と付けてもらいたい。 1-3 外部から小塚原に新しく住居を求める人たちに提供するために、小塚原の売りたい人の土地を買い上げてほしい。 1-4 大きな工場や仕事を持ってきてほしい。 3-3 区画整理区域内において被災した家屋を修復して生活している方がいるが、嵩上げ等の工事のために家屋の解体を求める場合に、特に年金暮らしの家庭には、再建できるだけの十分な補償をしてほしい。	2通 (2人)	No.1 No.3
<b>⑤内陸移転を求める意見</b> <b>(区画整理区域よりも西側での移転先団地の造成・災害公営住宅の建設)</b> 2 H23.7.3 説明会の資料の4か所の案の中に、東部道路西側への防災集団移転のイメージ案があった。要望、請願、陳情を本当に検討し、住み分けを考えてもらいたい。 3-2 仙台東部道路の西側に住宅用地をもっと確保してほしい。 4 もっと住民の声を聞いてほしい。一日も早く閑上に帰りたい。 5 県は、この計画を受理せず、名取市が被災住民の意向に寄り添いながら、まっとうな復興計画へと軌道修正するよう指導してほしい。 6-1 今後の生活の場を西に求め、安心安全である安住の地を強く求める。3丁目～7丁目を災害危険区域に指定した時点で、防災集団移転促進事業とし、移転先を考慮すべき事。 7 市は現地再建案に拘泥せず、自然の力を侮ることなく最悪の状況を想定し、住民の尊い命・財産を守るために、多くの住民が希望している内陸側居住地の計画等の再考を強く希望する。 8 二度とあの恐怖を経験したくないと思い、少しでも西側に住みたいと考える住民の選択、安心安全な町を築いていくべきと思う。 9 東部道路の西側を希望する。 10 西側居住希望の住民を、東端の公営住宅に入居させようとすることなく、住民が希望する場所に居住できるに足る住宅及び種々の環境を準備すべき。名取市は「まず認可を」ではなく、明白な結果が出ている「多数の住民の意向」に沿って、安心して生活できる現実的な復興土地区画を早急に確保するために邁進すべき。しっかりと安全な住環境を造って戴きたい。 13 どうか西側(高柳、大曲)に住めるようにお願いしたい。 14 逃げなくてもいい、安全で安心な暮らしができる、東部道路から西側に、住みたい人数分を是非用意してほしい。 15 <u>移転先として区画整理事業区域のみならず、閑上岡区(別図)を加えた計画、事業化を要望する。(※署名簿)</u> 16 津波が怖ろしいので、絶対に行きたくない。	13通 (454人)	No.2 No.3 No.4 No.5 No.6 No.7 No.8 No.9 No.10 No.13 No.14 No.15 No.16

## 意見書に対する確認事項及び事務局の見解

意見	理由	事実確認の結果	意見書 No.	事務局の見解	事務局原案
<b>①嵩上げに関する意見</b>					
1-2 塩釜空港線から閑上大橋までの嵩上げをしてほしい。	・ 閑上の住民のことを考えていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-2の意見は、地区中央部の県道塩釜亘理線の嵩上げを要望していると思われる。</li> <li>市は、地区東端において南北方向の嵩上げ道路を新設し、2次防御ラインとする計画である。(閑上南北線、増田川線、川内沢川線、北釜線)</li> <li>市では、一線堤となる防潮堤、二線堤となる高盛土道路に加え、県道塩釜亘理線の東側32haの地盤を嵩上げすることにより、津波からの安全性を確保する計画としている。(別添:参考資料①参照)</li> <li>上記の条件下での津波シミュレーションでは、今次津波のような巨大津波であっても、閑上地区の浸水深は1.0m以下に抑えられる結果となっている。(別添:参考資料①参照)</li> <li>平成23年国土交通省「東日本大震災による被災現況調査結果」によれば、浸水深と建物被災状況の関係は、浸水深2m以下の場合においては建物が全壊となる割合が大幅に低下することが報告されており、市では、これを可住地の一つの目安としている。</li> <li>また、市ではさらに、3.11のような甚大な被害を二度と被らないよう、避難を軸とした防災体制について津波防災計画の策定等も検討し、ハードだけでなくソフト対策も含めた体制づくりを行っていくこととしている。</li> </ul>	No.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>市では、津波に対する二次防御ラインは、地区東端に建設する高盛土構造の市道としており、津波シミュレーション結果では、今次津波のような巨大津波(L2レベル)の場合でも、県道塩釜亘理線付近までは浸水しない結果となっており、県道の嵩上げを行う必要性はないものと考えられる。</li> </ul>	採択すべきでない
6-2 区画整理区域の嵩上げは不要である。	・ 第一、第二の防御堤は十分な安全性を重視して建設されるものと確信している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の条件下での津波シミュレーションでは、今次津波のような巨大津波であっても、閑上地区の浸水深は1.0m以下に抑えられる結果となっている。(別添:参考資料①参照)</li> </ul>	No.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>名取市の多重防御による津波防御施設の配置は合理的なものとなっており、津波シミュレーション結果から判断しても現計画は妥当なものと考えられる。</li> </ul>	
11 3~5mもの嵩上をするよりも、交通網を整備して素早く避難できる体制をとるべきと思う。二次防御ラインの内側は、沈下分の1m位の嵩上にし、一日も早い復旧を願う。	・ 津波が二次防御ラインを超えたら、嵩上の意味があまり発揮されないと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年国土交通省「東日本大震災による被災現況調査結果」によれば、浸水深と建物被災状況の関係は、浸水深2m以下の場合においては建物が全壊となる割合が大幅に低下することが報告されており、市では、これを可住地の一つの目安としている。</li> <li>また、市ではさらに、3.11のような甚大な被害を二度と被らないよう、避難を軸とした防災体制について津波防災計画の策定等も検討し、ハードだけでなくソフト対策も含めた体制づくりを行っていくこととしている。</li> </ul>	No.11		
<b>②事業の早期完成を求める意見</b>					
12 どうか早く東部道路西に災害公営住宅を建ててほしい。	・ 災害からもう2年半になる。工事が目に見えず、住民には遅れている、との思いがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が計画している仙台東部道路西側の災害公営住宅整備事業は、平成26年度着工、平成27年秋頃募集開始、平成28年春の入居を予定している。</li> </ul>	No.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>施行地区外の災害公営住宅の建設促進を求める意見であるが、当該土地区画整理事業とは別の事業として行われるものであり、事業計画の内容には含まれない。</li> </ul>	採択すべきでない
<b>③降雨時の排水計画に関する意見</b>					
3-1 現計画では大雨等の洪水に対処できないと思われるので、嵩上げの区域を県道塩釜亘理線の西側にし、そこに街並みを形成すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道の東側と西側では3mの高低差が生じる。</li> <li>市は当初、津波だけでなく大雨の被害にも対応する計画と言っていたが、現計画では大雨等の洪水に対処できないと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>嵩上げを予定していない県道の西側についても、道路の高さを基準に整地を行う予定であり、また、地区内の雨水排水については10年確率の雨水排除計画で設計されている。(別添:参考図面②参照)</li> </ul>	No.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内の排水は、10年確率の雨水排除計画で設計されており、一般的な下水計画となっていることから問題はないと考える。</li> </ul>	採択すべきでない
<b>④その他の意見</b>					
1-1 小塚原、高柳、牛野の将来の住所にも「閑上」と付けてもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>昔の人達が文化を守って、住民の事を考えて、「閑上」という素晴らしいまちを作った。皆が大切に思っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小塚原、高柳、牛野地区は、いずれも本土地区区画整理事業の施行区域外の土地である。</li> </ul>	No.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>施行区域外の土地の地名(大字名)に関する意見であり、事業計画の内容には含まれていない。</li> </ul>	採択すべきでない
1-3 外部から小塚原に新しく住居を求める人たちに提供するために、小塚原の売りたい人の土地を買い上げてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕地整理をしてもらうことになっているが、田んぼを作っても良い米はできない。お金がなくて土地を売りたい人がたくさんいる。埋めれば宅地になるので、閑上の人達にまとまって住んでもらってもよい。</li> <li>市役所から義援金の通知があったが、小塚原の人達のことはそっちのけになっている。</li> </ul>		No.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>施行区域外の土地の買い上げを求める意見であり、事業計画の内容には含まれていない。</li> </ul>	
1-4 大きな工場や仕事を持ってきてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活を支えるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市では、貞山運河の東側を中心とするエリアについては、産業用地としての土地利用の展開を進めていく予定としている。</li> <li>市は、平成25年3月に「名取市沿岸地域活性化ビジョン」を策定しており、閑上漁港から仙台空港に至る沿岸地域では、水産業の振興に向けた生産基盤の充実を図るとともに、都市との交流空間としての活用や新たな観光・交流資源の創出、閑上海岸・広浦の豊かな自然環境や貞山運河の歴史環境の活用に取り組むこととしている。</li> </ul>	No.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業誘致や雇用創出を求める意見であり、事業計画の内容には含まれていない。</li> </ul>	
3-3 区画整理区域内において、被災した家屋を修復して生活している方がいるが、嵩上げ等の工事のために家屋の解体を求める場合に、特に年金暮らしの家庭には、再建できるだけの十分な補償をしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初は曳家工法で移動するという説明だったが、個別面談では解体と曳家で経費の少ない方で処理するとのことだった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区画整理工事に伴い、建築物等の移転・除却が必要となったときは、土地区画整理法第78条の規定により、施行者が通常生ずべき損失を補償しなければならないこととされている。</li> </ul>	No.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の補償費の算定については、事業を施行する段階で、施行者が法令に基づき適切に実施すべきものであり、現段階において事業計画を修正する必要はないものと考えられる。</li> </ul>	

## 意見書に対する確認事項及び事務局の見解

意見	理由	事実確認の結果	意見書 No.	事務局の見解	事務局原案	
<b>⑤内陸移転を求める意見(区画整理区域によりも西側での移転先団地の造成・災害公営住宅の建設)</b>						
2	平成23年7月3日説明会の資料の4か所の案の中に、東部道路西側への防災集団移転のイメージ案があった。要望、請願、陳情を本当に検討し、住み分けを考えてもらいたい。	・数百名の犠牲者が出て、住民やましてや子供達はあの地獄、阿鼻叫喚を目視した。行政や議員にもこの悲惨さがわかるはず。	・ 閉上地区の人的被災の状況（平成25年3月31日現在 名取市調べ） 死亡者 752名(閉上地区) 行方不明者 41名(市全域) *震災前の閉上地区の居住者 5,489名(平成23年2月末日住民基本台帳)	No.2	・ 閉上地区で甚大な被害が生じたことは事実であるが、市の計画は、今次津波レベルの巨大津波に対しても一定の安全性を確保したうえで現地再建を行おうとするものであり、被害を防ぐための対策は講じられている。	採択すべきでない
6-1	今後の生活の場を西に求め、安心安全である安住の地を強く求める。3丁目～7丁目を災害危険区域に指定した時点で、防災集団移転促進事業とし、移転先を考慮すべき事。	・ 3.11の大津波による浸水深は、閉上漁港付近で8.5m、名取IC付近で1.2mを記録している。(別添:参考図面③参照)	No.6			
13	どうか西側(高柳, 大曲)に住めるようにお願いしたい。	・ 今回の津波で、東部道路が防波堤の役割をしてくれたと思う。	No.13			
2	平成23年7月3日説明会の資料の4か所の案の中に、東部道路西側への防災集団移転のイメージ案があった。要望、請願、陳情を本当に検討し、住み分けを考えてもらいたい。	・ 2の意見にある「4か所の案」とは、市が平成23年7月23日に開催した「第4回新たな未来会議」の資料を指すものと思われる。この中に、参考として仙台東部道路西側へ、防災集団移転促進事業により移転する場合のイメージ案があった。(別添:参考図面④参照) A案: 西側居住 かさ上げ 戸建て中心案 B案: 東西居住 かさ上げ 戸建・集合住宅組合せ案 C案: 西側居住 舟形かさ上げ 戸建・集合住宅組合せ案 参考案: 防災集団移転促進事業による東部道路西側への移転イメージ案	No.2	・ 閉上地区の現地再建方針を含む「名取市震災復興計画」は、市議会を含めた市内部での意思決定を経て正式に策定、公表されている。	採択すべきでない	
5	県は、この計画を受理せず、名取市が被災住民の意向に寄り添いながら、まっとうな復興計画へと軌道修正するよう指導してほしい。	・ 名取市の復興計画の方針「現地再建」は住民の声を全く無視して決められた。  ・ これまでの説明会は、理不尽な計画の進行を既成事実化するための単なる「手続き」に他ならない。住民の声に市長は聴く耳を持たず、計画の微調整という姑息なやり方を示すだけ。	No.5	・ 市では、震災復興計画策定を目的とした、学識経験者と住民代表で構成される「名取市新たな未来会議」(平成23年5月～9月設置)において、現地再建案を採択し、その後、10月に市議会において、閉上地区の現地再建を基本とした復興まちづくりを含む「震災復興計画」が承認されている。		
7	市は現地再建案に拘泥せず、自然の力を侮ることなく最悪の状況を想定し、住民の尊い命・財産を守るために、多くの住民が希望している内陸側居住地の計画等の再考を強く希望する。	・ 市案に沿って二重の防波堤を築き、5mの高上をしたとしても、今回同様の津波が押し寄せた場合は、住宅地でも1mくらいの浸水はあり、その為に公営の高層住宅の1階を除く2階以上を住居に充てるとのことだが、そのような状況のもと、震災が夜間に発生したり、地震後短時間で津波が到来したら、必ずや大きな被害が繰り返される。	No.7	・ 名取市の多重防御による津波防御施設の配置は合理的なものとなっており、津波シミュレーション結果から判断しても現計画は妥当なものとする。	採択すべきでない	
8	二度とあの恐怖を経験したくないと思い、少しでも西側に住みたいと考える住民の選択、安心安全な町を築いていくべきと思う。	・ 町の復興を考える時、最も大切なのは「住民の命を守ること」である。	No.8			
13	どうか西側(高柳, 大曲)に住めるようにお願いしたい。	・ 生まれ育った閉上はとてもいい町だったが、震災時の、あのような思いは忘れることができない。次の大事な世代にも悲しい思いはさせたくない。	No.13			
16	津波が怖ろしいので、絶対に行きたくない。	・ 津波を体験し、とてもおそろしかった。年寄りが閉上の町に一人で住むのかと思うと恐ろしい。	No.16			
7	市は現地再建案に拘泥せず、自然の力を侮ることなく最悪の状況を想定し、住民の尊い命・財産を守るために、多くの住民が希望している内陸側居住地の計画等の再考を強く希望する。	・ 市は、住民意向調査の結果を無視し、説明会の場でも自説の主張を繰り返して住民の声に聞く耳を持ってこなかった。	No.7	・ 市の計画の修正を求める意見が多数出されていたことは事実であるが、説明会等での市の対応は事業計画の内容とは言えない。	採択すべきでない	
8	二度とあの恐怖を経験したくないと思い、少しでも西側に住みたいと考える住民の選択、安心安全な町を築いていくべきと思う。	・ 名取市の復興計画案には住民の意向が殆ど反映されず、幾度もの説明会、紛糾が続いて、この先の方向性が見えない状況である。	No.8			
10	西側居住希望の住民を、東端の公営住宅に入居させようとすることなく、住民が希望する場所に居住できるに足る住宅及び種々の環境を準備すべき。名取市は「まず認可を」ではなく、明白な結果が出ている「多数の住民の意向」に沿って、安心して生活できる現実的な復興土地区画を早急に確保するために邁進すべき。しっかりと安全な住環境を造って戴きたい。	・ 市は、住民の要望や意見、個別面談やアンケート結果に真摯に向き合おうとせず、2年半の月日を費やしてきた。  ・ 最初から住民意向を少しでも汲もうという基本姿勢で取り組んでいたら、こんなに紛糾せず遅れることもなかった。	No.10			
		・ 市は、住民意向の把握や説明会、意見交換について下記のとおり実施している。 平成23年 6月 5日 震災復興市民100人会議(第1回) 6月19日 第2回名取市新たな未来会議 7月 3日 震災復興市民100人会議(第2回) 8月23日 新たな未来会議(H23.5～8月)からの提言書提出 9月 2～22日 名取市震災復興計画(素案)に対するパブリックコメント 9月 4～15日 地域懇談会 9月13～27日 名取市震災復興に関する市民意向調査 10月11日 名取市市議会での議決 10月13日 名取市震災復興計画策定 12月～ 閉上復興まちづくり推進協議会(H25.9月まで計20回) 平成24年 3月 4日 都市計画案の説明会 4月27日 閉上復興100人会議 5月 地区別懇談会 7～8月 個別面談の実施 9月～ 閉上復興まちづくり推進協議会まちなみガイドラインWG(H25.8月まで計7回) 平成25年 3月30日 閉上地区復興まちづくり説明会 4～5月 個別面談の実施 8月17日 閉上復興まちづくり全体説明会 8月18～22日 区画整理事業説明会 8月24～30日 防災集団移転促進事業説明会  ・ この中で、市としては、平成23年10月に決定された閉上地区の現地再建による土地利用方針を踏まえ、住民意向を取り入れながら現計画を進めているところである。				

## 意見書に対する確認事項及び事務局の見解

意見	理由	事実確認の結果	意見書 No.	事務局の見解	事務局原案
2 平成23年7月3日説明会の資料の4か所の案の中に、東部道路西側への防災集団移転のイメージ案があった。要望、請願、陳情を本当に検討し、住み分けを考えてもらいたい。	・二度目の個人面談アンケート調査の結果からも、東部道路より西側を望む住民が多いことは歴然としている。	・名取市は、閑上地区の方々の移転希望を確認するため、平成25年4月～7月に個別面談を行っている(以下「平成25年度個別面談」という)。(別添:参考図面⑤参照)  ・その結果、土地区画整理事業区域にお住まいの方では、土地区画整理事業区域内への移転希望256世帯、28.7%に対して地域外への移転希望294世帯、32.9%、防災集団移転促進事業区域にお住まいの方では、土地区画整理事業区域内への移転希望が286世帯、22.5%に対して、地域外への移転希望が525世帯、41.2%となっている。  ◇土地区画整理事業区域にお住まいの方(935世帯) Q. 今後の住まい・・・土地区画整理事業区域内 256世帯(28.7%) 土地区画整理事業区域外 294世帯(32.9%) 既に移転している 189世帯(21.1%) その他(未定ほか) 155世帯(17.3%) 未回答 41世帯( 4.4%)  ◇防災集団移転促進事業区域にお住まいの方(1,347世帯) Q. 今後の住まい・・・土地区画整理事業区域内 286世帯(22.5%) 土地区画整理事業区域外 525世帯(41.2%) 既に移転している 311世帯(24.5%) その他(未定ほか) 151世帯(11.8%) 未回答 74世帯	No.2	・市は、個別面談結果をもとに、必要な補正を加えて、区画整理の人口フレームを推計していることが認められる。	採択すべきでない
4 もっと住民の声を聞いてほしい。一日も早く閑上に帰りたい。	・住民の声がまったく反映されていない。現状などお構いなく机上の設計だけに見える。		No.4		
5 県は、この計画を受理せず、名取市が被災住民の意向に寄り添いながら、まっとうな復興計画へと軌道修正するよう指導してほしい。	・自分の宅地は、あらたに防災集団移転促進事業の対象区域に指定されたが、移転先団地の土地を借地ないし購入する考えはない。計画されている災害公営住宅に住むつもりもない。  ・かけがえのない母を死に至らしめた津波が浸水した区域に安住できるほど無神経ではない。		No.5		
14 逃げなくてもいい、安全で安心な暮らしができる、東部道路から西側に、住みたい人数分を是非用意してほしい。	・20年、30年後の閑上の町を考えているようだが、やつの思いで助かった。今生きている人間が大切なのではないか。  ・町の分散を避けるためと唱えているが、住民は諦めて、他の土地に行っている。	・平成25年度個別面談の結果では、対象者2,282世帯のうち、500世帯(21.9%)が既に地区外へ移転済となっている。	No.14		
5 県は、この計画を受理せず、名取市が被災住民の意向に寄り添いながら、まっとうな復興計画へと軌道修正するよう指導してほしい。	・災害公営住宅に住むことを考えている方の多くは年金暮らしの高齢者であり、小学生などの子供を持つ若い世代は既に市内外に新居を取得しているケースが多い。  ・2,400人が住むと言っても高齢者ばかりで子供の住まない町はやがて無人化するに違いない。歴史ある閑上の街を存続させ、コミュニティを壊さないためと言っている市長こそが、街もコミュニティも壊してしまう悪い流れを作っている。	・独立した市街地であったため閑上地区の場合、震災前から高齢化率は高い傾向であり、人口フレームの2,400人は居住者による算定結果であるため、新たな閑上地区も高齢化率が高いことが想定される。そのため、名取市では、若い世代が再建できるように、小中一貫校、公共施設、商業施設の再建なども同時に進め、魅力あるまちづくりを推進していくとしている。	No.5		
6-1 今後の生活の場を西に求め、安心安全である安住の地を強く求める。3丁目～7丁目を災害危険区域に指定した時点で、防災集団移転促進事業とし、移転先を考慮すべき事。	・学校移設にも住民の合意が必要である。  ・人口フレーム(2,400人)の根拠に問題がある。	・名取市では、被災した閑上小中学校の移転先については、閑上地区まちづくり推進協議会において学校の位置を検討した結果、現計画の位置としている。その後教育委員会からその位置を承認されている。  ・名取市では、平成25年度個別面談の結果に、未定や未回答であった回答を、回答実数の割合でそれぞれの回答に配分する等必要な補正を加えている。(別添:参考図面⑥参照) ・その結果、現地再建303戸、災害公営560戸の合計863世帯分の住宅を整備する必要があることから、被災前の平均世帯人員2.75人を乗じて、収容人口(人口フレーム)を約2,400人と設定している。(863世帯×2.75人=2,373人)	No.6		
3-2 仙台東部道路の西側に住宅用地をもっと確保してほしい。	・集合住宅50世帯、戸建て住宅50世帯の合計100世帯の計画に対して、今年4月の個別面談では、仙台東部道路の西側に土地を求めたいという希望者が245世帯いた。	・平成25年度個別面談で、区域外の災害公営住宅を希望している世帯数は、5月16日の東日本大震災復興調査特別委員会で速報値として246世帯と公表したが、最終集計値は7月1日同特別委員会での公表値269世帯となっている。(別添:参考図面⑥参照)  【区域外災害公営住宅希望者への対応】 ・名取市では、区域外災害公営住宅希望の269世帯の内、第2希望で区域内災害公営への入居を希望している115世帯を、区域内災害公営住宅希望に算入し、残りの154世帯を区域外災害公営の希望者の実数としたその154世帯に、未定や未回答であった回答を、回答実数の割合でそれぞれの回答に配分した結果、206世帯を区域外災害公営住宅の希望者と推計した。 ・名取市としては、仙台東部道路西側に災害公営住宅を101戸建設し、残り105世帯分については、希望者の意向を再度個別に確認しながら、下増田地区の災害公営住宅(現時点で46戸の残有り)又は民間の借り上げによる災害住宅で対応することとしている。	No.3	・市は意見書提出者が望む位置に災害公営住宅の建設を計画しているが、市の推計による入居希望者206世帯に対し、101戸のみの計画となっており、105戸分が不足している。  ・市の説明によると、結果的に入居できなかった方は、下増田地区の災害公営住宅又は民間借り上げによる災害公営住宅へ入居することになる。  ・不足分の要望に応えるためには、仙台東部道路西側に建設する災害公営住宅の戸数を増やすしかないが、このことは本土地区区画整理事業計画の内容とはならないため、このことを理由に意見書を採択することはできない。(県に対する附帯意見、市に対する建議は可能)	採択すべきでない



## 意見書に対する確認事項及び事務局の見解

意見	理由	事実確認の結果	意見書 No.	事務局の見解	事務局原案
9 東部道路の西側を希望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>東部道路西側に申し込んだがだめだった。建設がいつになるかわからないので、このまま仮設住宅で暮らしてもいいと思っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名取市では、災害公営住宅への入居申込みの受付はまだ行っておらず、地区外災害公営希望の方に第二希望として地区内災害公営の入居の可能性を確認している。</li> <li>名取市では、今のところ災害公営住宅については、平成27年秋ごろ募集開始、平成28年春入居予定としている。</li> </ul>	No.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>	同上
10 西側居住希望の住民を、東端の公営住宅に入居させようとする事なく、住民が希望する場所に居住できるに足る住宅及び種々の環境を準備すべき。名取市は「まず認可を」ではなく、明白な結果が出ている「多数の住民の意向」に沿って、安心して生活できる現実的な復興土地区画を早急に確保するために邁進すべき。しっかりと安全な住環境を造って戴きたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国憲法は、皆が平等に居住地を選ぶ権利を有する旨定めており、津波の恐怖から逃れるために西側に住みたいと願う住民の権利は、現地再建案に賛同する住民の権利と同等に認められるべきである。</li> <li>現計画どおりに建築した場合、他市町村に多々見られるような海側住宅の空室化が生じる事態は目に見えていて、復興資金の有効活用にも反する。</li> <li>集合住宅入居希望者は、単身か夫婦二人の高齢者世帯等、自力再建が不可能なため公営住宅入居を待っている者が少なくなく、その人達に、区画整理予定地東端に避難所兼用の高層住宅を建築入居させる計画を示して恐怖感を募らせるのは、余りにも酷い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名取市では、区画整理区域内の土地利用方針として、災害公営住宅は、地区東側に集合住宅を220戸、地区中央の県道塩釜亘理線沿いに60戸、地区西側に戸建住宅280戸を計画している。</li> <li>加えて、区域外の仙台東部道路西側に101戸の災害公営住宅(集合50戸、戸建51戸)を整備予定としている。なお、区画整理区域内の東側の災害公営住宅は避難施設機能を有し、2階以上を居住とするなどの堅牢建築物整備を進めることとしている。</li> <li>区域外災害公営住宅希望者への対応は、3-2の事実確認の結果に記載のとおり。</li> </ul>	No.10		
6-1 今後の生活の場を西に求め、安心安全である安住の地を強く求める。3丁目～7丁目を災害危険区域に指定した時点で、防災集団移転促進事業とし、移転先を考慮すべき事。	<ul style="list-style-type: none"> <li>今春5月の個別面談では、現地再建を望む住民は25%に止まり、事業区域より内陸部を望む住民は、移住済みの方を含め、60%に達している。</li> <li>こうした状況にもかかわらず、なぜ内陸への移転先を増やそうとしないのか疑問である。これからでも住民の声を聴いてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度個別面談の結果、対象者2,282世帯のうち、現地再建希望と区域内災害公営希望者が542世帯(23.8%)、より内陸側の地区外への移転希望が819世帯(35.9%) (区域外災害公営住宅希望269世帯、区域外自主移転希望550世帯)であった。これに、移転済の方を加えると、地区外希望者は1,319世帯(57.8%)となっている。(別添:参考図面⑥参照)</li> <li>【区域外災害公営住宅希望者への対応】</li> <li>⑤-6区域外における災害公営住宅の確保についての3-2に記載のとおり。</li> <li>【区域外自主移転希望への対応】</li> <li>区域外自主移転希望者の意向調査結果の550世帯は未定や未回答であった回答を、回答実数の割合でそれぞれの回答に配分した結果、652世帯を区域外自主移転の希望者と推計した。</li> <li>名取市では、区域外移転予定の652戸については、「美田園(残戸数20戸)」「愛島の郷(残戸数120戸)」「愛島台(残戸数329戸)」「ライフタウン相互台(残戸数82戸)」「ライフタウン桜台(残戸数254戸)(5団地計:805戸)など、民間による分譲宅地を多く有していることから、地区外への移転希望者に対する受け皿については充足していることから、意見書提出者が求める区域の西に集団移転先を整備する計画はない。区域外移転予定者に対しては、住宅再建については、がけ地近接等危険住宅移転事業における住宅取得にかかる利子補給、引越し費用などの支援策、あるいは、市独自支援として同様に、住宅取得にかかる利子補給、引越し費用などの支援策が用意されているとしている。(別添:参考図面⑦参照)</li> </ul>	No.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害公営住宅の建設については、⑤-6のとおり。</li> <li>集団移転先の整備については、防災集団移転促進事業により市が造成することが考えられるが、この場合には、⑤-6と同様に、他事業の計画修正に関する内容となり、本土地区画整理事業計画に対する意見書として採択することはできない。</li> <li>しかし、被災市街地復興土地区画整理事業では、土地区画整理法の特例として、事業計画において、被災市街地復興特別措置法第16条の「地区外住宅の建設」を行う旨を定めることが可能とされており、この特例を活用すれば、区画整理区域内の地権者は、換地の代わりに地区外住宅の権利を取得することが可能である。</li> <li>意見書には内陸移転の手法は明示されていないが、何らかの事業によって仙台東部道路西側への移転先の確保を求めているのであり、事業計画に上記修正を加えることで意見の主旨を実現することが可能である以上、当該意見は事業計画に対する意見として取り扱うべきである。</li> <li>市の推計による区域外自主移転希望者652世帯に対し、希望する位置での集団移転先団地の整備予定がなく、区画整理区域内に移転するか、民間分譲団地に個別に移転するかを迫られている点をどう考えるかというのが最大の論点と考えられる。</li> <li>これだけ多数の意見書が提出されたことは重く受け止めるべきであるが、その内容が市のまちづくりの方針そのものに深く立ち入る内容であり、市の裁量権に属する事項であるため、事務局である県が審議に入る前から議論の方向性を示唆すべきではないと考えている。</li> <li>なお、防集区域内の地権者については、現時点では区画整理事業の施行地区に含まれていないので、上記特例を活用して移転することはできないが、施行地区を拡大したうえで特例を適用することも理論上は可能である。ただし、施行区域の変更は、人口フレームを含めた事業計画をいちから見直すことを意味し、修正に多大な時間を要する可能性があることに留意する必要がある。</li> </ul>	意見陳述、審議の内容を踏まえ、審議会の総意としてとりまとめていきたい。
15 移転先として区画整理事業区域のみならず、閑上岡区(別図)を加えた計画、事業化を要望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市実施の個別面談調査結果と市計画案によると、災害公営住宅入居希望者で閑上岡区に居住意向があるのが191戸であるのに対し、整備計画は100戸のみ。一般個人住宅希望者で区画整理事業地の西に居住意向があるのが285戸であるのに対し、整備計画は皆無となっており、これでは、被災住民の意向を汲んだまちづくり、住民の生活再建支援にならない。このほか、区画整理区域内居住者にも、希望者がいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度個別面談の結果は、区域外の災害公営住宅を望んでいる方は、区画整理区域内で78戸、防集区域内で191戸の計269戸となっており、区域外移転の予定の方は、住宅を取得する方や借地借家希望の方も含めて区画整理区域内で216戸、防集区域内で334戸の計550戸となっている。以上から区域外を希望している方は819戸となっている。なお、ご指摘の285戸は防集区域での地区外移転で住宅取得予定の方の集計結果である。(別添:参考図面⑥参照)</li> <li>区域外希望者への対応は、6-1の事実確認の結果に記載のとおり。</li> </ul>	No.15		